



# 働く人すべての 福祉向上を目指して！

会員数  
10万人を  
達成！

長野県暮らしサポートセンターが  
第10回総会を開催！



挨拶をする佐藤豊会長

長野県暮らしサポートセンターは、5月9日（火）長野市で第10回通常総会を開催しました。総会には役員・代議員合わせて48名が参加し、2016年度の報告と2017年度の活動方針などを承認・決定しました。

また、総会の前段で「悪質商法・特殊詐欺の手法と対策」と題し、長野県北信消費生活センター次長の菊池康文氏をお迎えし、講演会を開催しました。

## 2017年度の主な取り組み

### (1) 会員拡大・利用充実の取り組み

昨年度、茅野市勤労者互助会に加入いただき、会員数10万人を達成しました。今年度は事業団体利用者を増やすため、新たに「会報」を発行します。また、新聞折込み等で、暮らしサポートセンター加入者としてのメリットや、各事業団体のメリットなどをPRしていきます。

### (2) 長野県市町村勤労者互助会・共済会連絡協議会との連携



通常総会の様子

当センターは、県内勤労者の福利共済活動の促進及び生活の安定と福祉増進を目指すことを目的としています。同様に、県内の中小企業勤労者の福祉向上を目的に活動を展開している、長野県市町村勤労者互助会・共済会連絡協議会の各種会議に参加し、連携を強化していきます。

### (3) 労働福祉団体・労働団体との連携

県労福協が行う「生活あんしんネットワーク」事業の遂行と勤労者の暮らしの安定や安心の確保のために、県労福協・

## 会員数の紹介

長野県暮らしサポートセンターの会員数は、個人会員が33,569名、団体会員が70,103名、合計103,672名です。なお団体会員の内訳は表の通りです。(2017年3月末現在)

### 団体会員一覧表: 加入日順

(一財)塩尻筑南勤労者福祉サービスセンター	高山村勤労者互助会
木曾勤労者共済会	(一財)松本市勤労者共済会
佐久市勤労者互助会	小川村勤労者互助会
(一財)長野市勤労者共済会	飯綱勤労者互助会
宮田村勤労者互助会	信濃町勤労者互助会
(一財)飯田勤労者共済会	筑北勤労者互助会
飯島町勤労者互助会	東御市勤労者互助会
小諸・北佐久勤労者互助会	辰野町勤労者互助会
大北勤労者互助会	(一財)更埴地域勤労者共済会
須坂市勤労者互助会	上田勤労者互助会
中野市勤労者互助会	中川村勤労者互助会
南箕輪村勤労者互助会	安曇野市勤労者互助会
飯水岳北勤労者共済会	南佐久勤労者互助会
山ノ内町勤労者互助会	富士見町勤労者互助会
箕輪町勤労者互助会	(一財)諏訪湖勤労者福祉サービスセンター
小布施町勤労者互助会	諏訪市勤労者互助会
駒ヶ根市勤労者互助会	茅野市勤労者互助会
伊那市勤労者互助会	

地区労福協・労働団体・福祉事業団体との連携を強化し、セミナー・イベント等を開催します。

(4) 無料法律相談・税務相談の活用  
勤労者の暮らしに関する様々な不安を解消するため、県労福協が実施している無料法律相談・税務相談制度の利用促進を図ります。

(5) ろうきん奨学会  
当センターでは、2015年4月から「ろうきん奨学会」の事務を受託し、長

野県労働金庫の会員構成員の子弟で、大学院・大学・短大・専門学校・高等学校等に在学し、学資の支払が困難と認められる方に対し奨学金を無利息で融資し、有為の人材の養成に資することを目的に活動しています。



講演する菊池講師

地区労福協だより **大北地区労福協**

12年目を迎える地域貢献・環境保護活動  
**梅池高原外来種駆除と自然園散策120名が参加**

全労済地区協力員会が取り組んでいる標記外来種駆除活動に労福協もコラボレーション参加。受付開始8時30分には Gondola 乗り場に長蛇の列。幼児から高齢者まで参加者120名が参加。



10年前は外来種のお花畑。本年度で12回（12年目）を迎え、継続した取り組みの成果として自然園沿道の外来種は減少。本年度は駆除範囲を変更し、レストラン梅の森からロープウェイ乗り場周辺の西洋タンポポやヒメジヨンの外来植物の抜き取り作業となりました。

9時30分からの開会式では、全労済長野県本部より関政人本部長も応援に駆け付け「全労済・労福協の連携と協同で歴史ある取り組みになっている。外来種駆除は、地域を支え合う活動であり、全労済も助け合い、支え合う生活協同組合組織として今日に至っている。このような社会貢献活動を県下に広げていきたい」と挨拶。



続く小谷村松本久志村長からは「例年、多くの参加者を得、感謝している。作業終了後は是非、水芭蕉を見て帰って頂きたい」と感謝の挨拶がありました。地元ボランティア清水さんからは、外来植物の現物を紹介。

その後、3班に分かれて駆除作業を開始。雪解けが遅く、成長しきれない西洋タンポポなど外来種を見つけるのは大変でしたが、2tダンプ1台分の外来植物が集まりました。

昼食交流会では白馬ケーブル労組執行委員の方々による「根曲り竹味噌汁」が振る舞われ、2杯・3杯とお替りする参加者も。「こてされねえー！こりゃあーうめえわ！」の声。



又、昼食会場では全労済の住まいる共済パンフレットを配布。滝沢支所長から近年の自然災害事例を基に、自然災害に備える保障として共済の制度説明がされました。



昼食後は自然園内をボランティアガイドさんが案内。自然園内は、雪渓が残る乗鞍岳を背景に雪解けの間から水芭蕉が顔を出し、あちこちでシャッター音が鳴り響いていました。

帰りは、梅池温泉（無料）で汗を流し帰途に就きました。

2017年度長野県勤労者体育大会・県大会の日程<予定>

競技種目	日程	開催場所
テニス(男・女)	10月21日(土)	長野運動公園
バドミントン(男・女)	10月28日(土)	ホワイトリング
バレーボール(男・女)	10月28日(土)	ホワイトリング
野 球	11月11日(土)	県営球場・長野オリンピックスタジアム
	11月12日(日)	長野オリンピックスタジアム

# 長野県労働金庫 第68回通常総会開催

長野県労働金庫は6月23日(金)13時より「ホテル国際21」(長野市)において、第68回通常総会を開催しました。総会には代議員・来賓・オブザーバー合わせて189名が出席しました。



挨拶をする高橋理事長

議事に先立ち、長野県労働金庫を代表して高橋理事長が挨拶し、今年創立65周年を迎え、日頃から労金運動を支え、推進いただいている会員の皆様、ご利用いただく皆様に対する感謝の意と、100年続く長野ろうきんを目標として安定した事業運営を継続し、健全経営の徹底と、皆様に信頼され、ご利用いただけるよう一層奮闘していくと、決意表明がありました。

また、勤労者や労金を取り巻く環境が依然厳しい状況であることから、環境変化を踏まえた持続可能なビジネスモデルに転換または深化させていかなければならないと考え

ており、今後は更に理事会とともに各部署の運営委員会、会員推進機構の活動をより活性化し、会員の皆様のご意見や声が経営に反映されることに注力していくと挨拶がありました。

続いて来賓を代表して長野県産業労働部課長・青木隆様、長野県労働者福祉協議会理事長・中山千弘様からご祝辞をいただきました。

議案は第1号議案から第5号議案までが審議され、質疑応答の後、すべての議案が承認されました。

今年度は理事の改選期にあたり征矢事務理事を始め、3名の理事が退任されました。新たに常勤役員として専務理事に西村良隆氏(員外)、常務理事に西澤順一氏(員外)、常勤理事に宮沢彰氏(員外)、理事に徳武淳氏(情報労連長野県協議会)、湯本憲正氏(長野県職員労働組合)が選任されました。

総会の最後は、高橋理事長による「團結ガンバロー」で閉会となりました。



通常総会の様子

## 長野県生協連 第66回通常総会開催



挨拶する上田均会長

長野県生協連は、6月8日(木)14時よりメルパルク長野にて「第66回通常総会」を開催しました。冒頭、中村誠一副会長理事が開会の挨拶を行い、議長に長野県高齢者生協の鈴木友子代議員が選出されました。上田均会長理事の主催者挨拶後、御来賓として御出席をいただきました長野県県民文化部長 青木 弘様、長野県農業協同組合中央会総務企画部長 高松春洋様、長野県消費者団体連絡協議会会長 鶴飼照喜様、長野県労働者福祉協議会理事長 中山千弘様よりご挨拶をいただきました。

第1号議案から第5号議案を牛澤高志専務理事が提案し、西澤弘行監事より監査報告が行われました。各議案は以下の通りです。第1号議案「2016年度のまとめ、決算書及び剰余金処分案承認の件」、第2号議案「中期活動方針(2017

長野県(2019)決定の件」、第3号議案「2017年度活動方針及び、予算決定の件」、第4号議案「2017年度役員報酬決定の件」。

第1号議案「2016年度のまとめ」を深め、認識を共有するために会員生協の取り組みとして、長野県庁生協の柳澤弘二代議員、上伊那医療生協の吉沢光雄代議員及びコープながのの才川理恵代議員より報告がありました。その後の採決ではすべての議案が賛成多数により可決承認されました。採決の後、議長が総会の閉会を宣言し、神定孝典副会長理事が閉会の挨拶を行いました。

総会終了後には、交流懇親会が開催され、6/11で会員生協の役員を退任し、県生協連理事を退任される尾崎洋子理事へ上田会長理事より感謝状の贈呈が行われました。倉田竜彦県生協連顧問より中締めのご挨拶をいただき、和やかに交流が行われました。



総会の模様

# 長野県住宅生協 第36回通常総会開催

長野県住宅生協は、6月28日に長野ホテル犀北館に於いて第36回通常総会を開催しました。総会には代議員75名が出席しました。

総会は、議長に自治労長野県本部の萩原克久氏を選出し、議事が進められました。冒頭、中山理事長から、

ご参集いただいた県当局並びに労働団体、福祉事業団体、生協連、協力会等関係諸団体各位に対して謝意を、また6月25日に被災された木曾王滝地域のお見舞いを表しました。

労働者の実生活は、実質賃金が僅かしか上がっており、依然として厳しい状況が続いています。県内住宅業界に関して、昨年の落ち込みからは回復したものの活気を取り戻すには至っていません。

このような情勢の中、住宅生協については、引き続き、黒字経営を目指し、分譲事業の充実と、組合員様を中心にご利用いただいた業の更なる周知活動を積極的に進めていく決意表明を

しました。

議案は、事業報告・決算報告が承認され、続いて、2017年度活動方針、流動性の高い土地のさらなる取得と分譲、リフォーム事業の推進等について提案され、予算案とともに承認されました。

又、今期は、役員改選期ではありませんが、県労福協の三好雅彦さん、長野労金の宮沢彰さんの2名が監事として補充選任されました。現在、新役員を含む新体制で、総会で承認された事項に沿って、事業を進めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願い致します。



住宅生協第36回通常総会

## 長野県市町村勤労者互助会・共済会連絡協議会

# 第29回総会開催される

長野県市町村勤労者互助会・共済会連絡協議会は、2017年5月18日(木)松本市「松本合同庁舎 会議室」において、第29回総会が開催されました。総会には各互助会・共済会、来賓、役員合わせて51名が出席しました。

冒頭、青木 隆会長(長野県産業労働部労働雇用課課長)から挨拶があり、続いて、議案審議に移りました。

第1号議案では、平成28年度活動報告および決算報告、会計監査報告の件について、第2号議案では、平成29年度活動計画(案)／予算

(案)の件について、第3号議案では、平成29年度役員承認(案)の件について審議され、全ての議案について承認されました。新年度における活動計画について、平成29年度は翌年30周年を迎える前年度にあたるため、これまでの活動を検証し、更なる活動の活性化を目指し、関係諸団体と更なる連携を図り、進化・発展させる年度と位置付けることを確認しました。また、県内の中小企業に勤

務する勤労者の福祉向上に寄与する」活動を再認識するとともに、共通の課題である会員拡大や今後の自立化等に向けた課題を吸い上げ、支部会議や研修・学習会を開催する中で共有化を進めていくことを確認しました。総会終了後に開催された研修会では、佐久市勤労者互助会より、

「佐久市勤労者互助会のこれまでの取り組みと今後の課題について」、筑北勤労者互助会より、「筑北勤労者互助会の現状と課題について」講演をいただきました。

総会は向こう一年間の活動の発展を期し、全日程を終了しました。



総会の模様



近年、いわゆる“格安スマホ”等の携帯電話を利用する消費者が増えていますが、これに伴い、全国の消費生活センターには、これらの“格安スマホ”に関するトラブルも多く寄せられています。

格安スマホ会社の料金設定は比較的安価であり、消費者にとっては、自分の利用実態に合わせより多くの契約先から選べるようになりましたが、今まで契約していた携帯電話会社と違う点もあるという特徴を理解して利用することが重要となります。

### 事例1 今までの携帯電話会社とサービスが異なることによるトラブル

- ・問い合わせ先が電話窓口しかなく、つながりにくい。
- ・修理期間中の代替機の貸し出しサービスがなく、スマートフォンが1か月以上利用できなかった。
- ・メールアドレスの提供がなく、別会社のメールアドレスで送ったが、相手に届かなかった。

### 事例2 端末とSIMカードを別々に購入することで発生するトラブル

- ・SIMロック解除をしないと、他社のSIMカードでスマートフォンが使えなかった。
- ・インターネットで購入したスマートフォンの端末代金に未払いがあり、清算しないと修理の受付ができないと言われた。



### 消費者へのアドバイス

- ・自分の現在の利用状況を把握した上で、ホームページやパンフレット等で格安スマホ会社が提供しているサービスを確認しましょう。
- ・今まで使っていたスマートフォン等の端末を引き続き使えるかどうか確認しましょう。
- ・中古端末を購入する場合、「ネットワーク利用制限」対象の端末ではないか確認しましょう。
- ・格安スマホ会社の回線を利用するための手続きと、利用開始日を確認しましょう。

また、タレント・モデル契約のトラブルも増えています。最近ではスマートフォン等で検索して見つけたオーディションに申し込んだり、SNSに書き込まれているタレント事務所の募集広告を見たりして、自ら連絡を取ったことをきっかけにトラブルに遭うケースが散見されます。契約する際は、どのような活動をするのか、費用はかかるのかといった内容を十分に確認しましょう。

(国民生活センター)

# くらし・なんでも相談

シリーズ  
No.69



田中 善助  
弁護士

## 特殊詐欺の被害に

### あつてしまったら！



### 【事例①】

保険金を利用した住宅修理の勧誘の事例

他県の住宅修理業者から「台風などの自然災害で家が壊れたところを直すためのお金は、火災保険が出してくれることが多い。うちにまかせてくれれば、保険金の請求から家の修理まで全部まとめてやることができる。保険金として出してもらえた金額の範囲内で工事するので、あなたは1円も出さなくて大丈夫」との訪問勧誘を受け、1円も出さずに修理できるならと思いい修理を依頼しました。後になって、遠方の業者よりも近所の業者に依頼した方がいいと思いいおし、契約をやめたいと申し出ました。すると、契約をやめるのであれば違約金として50万円の支払いが必要と言われてしまいました。

### 【回答】

保険金の利用を謳って住宅の修理を勧誘する業者に関する相談は、近年増

加傾向にあるようです。

訪問販売（物の販売だけでなく、家の修理のような役務の提供も含みます）の場合には、購入者や役務の提供を受ける者は、一定期間（八日）の間は無条件に申込みの撤回や契約の解除をすることができます。いわゆるクーリング・オフの制度です。業者は、訪問勧誘を行って契約の申込みを受け、又は契約を締結したときは、法律で定められた事項を記載した書面を消費者に交付しなければならず、消費者はこの書面を受領してから八日が過ぎるとクーリング・オフができなくなりま

す。ですので、原則として、クーリング・オフは契約の申込みをし、又は契約を締結してから八日以内に行わないといけません。もっとも、消費者に交付されなければならぬ書面が交付されていない不備があったり、書面の記載事項に不備があったりする場合、八日のカウントが始まりませんので、業者から法律で定められた事項をきちんと記載した書面の交付を受けない限り、いつまでもクーリング・オフができること

### 【事例②】

身に覚えのない料金の請求について、裁判になっているとの書類が届いた事例

ある日突然、「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」というタイトルの書類が届きました。差出人は「民事裁判センター」となっています。書類を読むと、私に対して裁判が起こされており、連絡をしないと原告の言い分が全て認められてしまうと書かれています。

### 【回答】

裁判にあまり馴染みのない人に対して、「あなたに対して裁判が起こされている」として不安を呼び、裁判を取り下げるのに費用が必要などと申し向けて、金銭を支払わせる手口の詐欺があります。その一方で、少額訴訟や支払督促などの本物の裁判所の手続を悪用する手口の架空請求もあります。そのため、まずは送られてきた書類が、本物の裁判所から送られて来たのかどうかを確認することが大切です。書類に書かれている連絡先に連絡してしま

うと、悪質な業者につながってしまう可能性もありますので、電話帳や裁判所のホームページ、消費生活センターなどで、本物の裁判所の連絡先を確認

しましょう。本物の裁判所からの書類だと確認できた場合、これを放置してしまうと、不利益を受けるおそれがありますので、あなたの言い分を記載した書面を裁判所に提出する必要があります。具体的な対応策については、弁護士や消費生活センターなどに相談してください。本物の裁判所からの書類ではなかった場合、あなたから連絡を取る必要はありませんが、不安に感じる場合は、やはり弁護士や消費生活センターなどに相談するのが良いでしょう。

くらし・なんでも相談

# ほっとダイヤル 無料

一人で悩んでいないで、まずはご相談ください。

お電話で無料相談 **0120-39-6029**

毎月第2土曜日【専門家】  
平日【相談アドバイザー】

相談時間 **10:00~16:00**

弁護士 司法書士 社会保険労務士

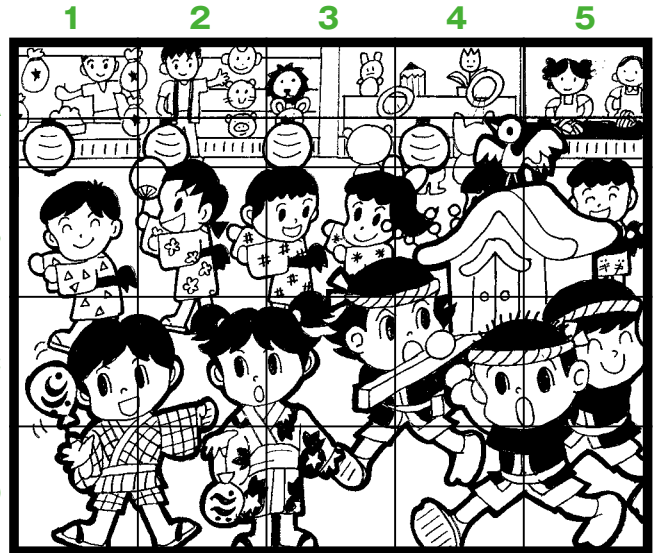
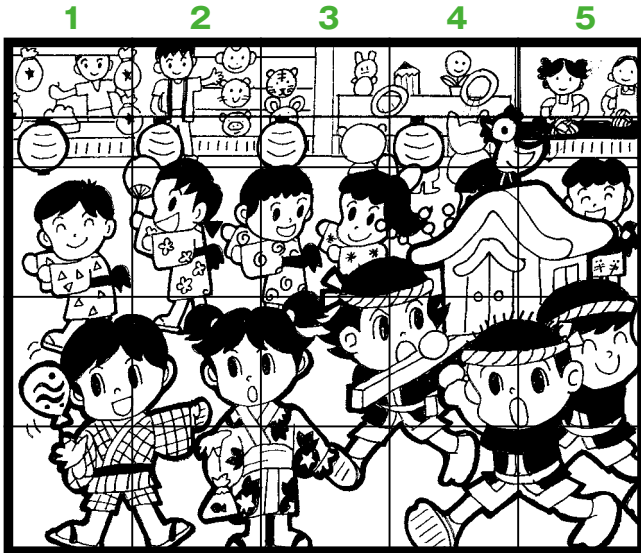
\*個人情報厳守いたします。安心してご相談ください。

相談したいけどなかなか話せない...そんな悩みや不安を解決するために、相談アドバイザーや専門家が対応します。

ご家族で楽しむ

8つのまちがいさがし

下に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を8つ探して下さい。日頃使わない脳への刺激になるかと思ひます。



(画：ろうきん 西澤 修氏)

プレゼントの応募方法は、FAXとホームページからも応募できます。

- クイズの答え (8つ)
- 労福協の機関紙に対する意見・要望を何か一言。
- 住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名)又は勤務先。
- 正解者の中から抽選で5名の方に図書カード(一、〇〇〇円分)をプレゼント。
- 締切り8月9日



機関紙「労福協」まちがいさがし

★その1 長野県労福協のホームページ下のバナーから応募ください。

★その2 FAX番号

026(232)6672

★その3

官製はがき

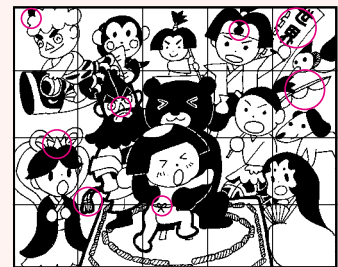
(宛先は表紙にあります)

いずれの方法による

応募の場合も次の項目を必ずご記入ください。

プレゼントの応募方法

http://www.lsc-nagano.or.jp/



前回の正解は

当選者(5名・敬称略)

今野 泉

(松本市)

宮井真太郎

(飯田市)

天野 学

(塩尻市)

田中みのり

(長野市)

今井あゆみ

(茅野市)

日々是好日

今年も、定時社員総会を無事終えることが出来ました。2017年度の活動方針・予算を全会一致で承認を頂き、2017年度の本格的なスタートを切りました。私たちを取り巻く環境は依然厳しく、労福協として多くの課題が山積されますが、『福祉はひとつ』の理念のもと、働く者の福祉向上に頑張っ参りますので、今後も宜しくお願ひします。

さて、1年間の県労福協の活動を振り返るとき、ふと頭の中に夏目漱石の『草枕』冒頭にある「智に働けば角が立つ。情に棹させば流される。意地を通せば窮屈だ。兎角に人の世は住みにくい」という言葉が過りました。人により、色々な解釈があると思ひますが、私的には「原則やルールで拘り定規に動いていると、人と衝突する。逆に人の気持ち思いすぎて、情けだけで動いていると、公正な判断が出来なくなってしまう。かといって、自分の意地を通すと、誰からも反発を受け、上手く物事がまとまらない。」何事にもバランス感覚が必要であると考へる。人はどうしても、善悪の基準を自分の主観で左右仕舞いがちになり、不要な軋轢を生んでしまひます。自分の正義すら、絶対ではないと客観視できるようにしなければならぬと、自分の基準も時々社会の基準にあつてはるかチェックし、常にバランスが取れているか注意しなければなりません。福祉事業の成果は、人と人との繋がりがその大部分を占めていてと思ひます。今一度、バランス感覚が崩れてきていないか、チェックし始め今日この頃です。(雅)

